

中野区教育委員会会議録 平成24年第18回定例会

○開会日 平成24年6月1日(金)

○場 所 中野区教育委員会室

○開 会 午前 10時00分

○閉 会 午前 10時50分

○出席委員(5名)

中野区教育委員会委員長	高 木 明 郎
中野区教育委員会委員長職務代理	大 島 やよい
中野区教育委員会委員	飛鳥馬 健 次
中野区教育委員会委員	山 田 正 興
中野区教育委員会教育長	田 辺 裕 子

○出席した事務局職員(8名)

教育委員会事務局次長	高 橋 信 一
副参事(子ども教育経営担当)	白 土 純
副参事(学校再編担当)	石 濱 良 行
副参事(学校教育担当)	宇田川 直 子
指導室長	川 島 隆 宏
副参事(知的資産担当)・中央図書館長	天 野 秀 幸
副参事(学校・地域連携担当)	荒 井 弘 巳
副参事(子ども教育施設担当)	伊 藤 正 秀

○担当書記

子ども教育経営分野	片 岡 和 則
子ども教育経営分野	仲 谷 陽 兵

○会議録署名委員

委員長	高 木 明 郎
委 員	大 島 やよい

○傍聴者数            5人

○議事日程

[報告事項]

(1) 委員長、委員、教育長報告事項

(2) 事務局報告事項

①中野神明小学校特別支援学級（知的障害）の整備について（学校教育担当）

②中野区軽井沢少年自然の家指定管理者の募集について（学校・地域連携担当）

中野区 教育委員会  
第 1 8 回定例会  
(平成 2 4 年 6 月 1 日)

午前10時00分開会

高木委員長

おはようございます。

教育委員会第18回定例会を開会いたします。

本日の委員の出席状況は、全員出席です。

本日の会議録署名委員は、大島委員にお願いします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりです。

<配布資料について>

高木委員長

日程に入る前に、傍聴の方にお知らせします。

本日の事務局報告事項の1番目、「中野神明小学校特別支援学級（知的障害）の整備について」、及び、2番目の「中野区軽井沢少年自然の家指定管理者の募集について」は、区議会への報告前の資料となりますので、本日の配布資料は後ほど回収させていただくこととします。

傍聴者の皆様は、会議終了後、事務局へ資料の返却をお願いいたします。

<報告事項>

高木委員長

それでは、委員長、委員、教育長報告です。

<委員長、委員、教育長報告事項>

高木委員長

私から、5月25日の第17回定例会以降の主な委員の活動について一括して報告します。

5月25日金曜日、平成24年度中野区立中学校PTA連合会総会及び懇親会に、私、飛鳥馬委員、田辺教育長が出席いたしました。

私からの報告は以上です。

大島委員、ありましたら。

大島委員

私は、5月27日日曜日に平和の森小学校の運動会を拝見しに行っていました。非常に天気がいい日で運動会日和でした。暑くて、熱中症なども心配されるような天気ではあったのですが、みんなすごく元気で、走ったり、踊りとか、バラエティに富んだ種目で楽しくやっておりました。

初めに準備体操のところで、昔ながらのラジオ体操かなと思いましたが、そうではなくて、現代的な準備体操で、音楽がすごく現代風なのですけれども、動きがいろいろ工夫されていて、全身を動かすような動きになっております。私みたいにラジオ体操を懐かしむ世代からすると、ラジオ体操をやってほしいという気も半分ないことはないのですけれども、こういう現代的な準備体操もいいなというふうに思いました。

旧野方小学校の場所なわけですけれども、もともと校庭が狭くて、野方小学校のときも保護者の方が見る席のスペースが余りとれないような状態だったのですが、今度、統合によって生徒数もふえまして、さらに狭くなって、ご父兄の方が見る場所もさらに大変だというような状況なので、校庭が何とかもっと広くなればなというふうに思いました。

以上です。

高木委員長

山田委員、お願いします。

山田委員

私は、29日の午後に中野区役所で開催されました要保護児童対策協議会に参加いたしました。これは、平成16年から法に基づいて、いわゆる児童虐待に関する全体会議であります。その中で、中野区の現在の子ども家庭支援センターでの相談実績は、昨年度実績642件ということでございます。東京都では全体で4,500件と少し減少してきています。でも、新規は1,075件あるということで、主には区市町村ですとか近くの方たちの通告が多かったという報告がありました。

事例の検討も中でありましたけれども、虐待をいかに早く見つけて、関係機関が情報を共有して、個に応じたニーズに合った支援をしていくかというのは大変だと思いますし、こういった虐待がふえていく中で、児童相談所の職員の数がなかなか賄いきれていない割には社会からのニーズは非常に多くなっているという現状があるかなというふうに思います。

私のほうからは、いわゆる児童虐待の死亡例の中の何割かが、胎児虐待といいます、生まれてすぐの赤ちゃんがなくなっているケースがあるということの報告をさせていただきました。どういうことが起きているかと言いますと、要するに、妊娠に気づいたけれども、どこにもかかわることができなかった。一つには、経済的な困窮もありますし、知識の乏しさもあったかもしれません。そういったことで、国の第7次虐待死亡率例検証報告の中で、何と子どもの虐待の死亡例は、2003年7月から2010年3月までの間で386件という

数に及んでいます。そのうちの77件が生後1か月未満、66人が生後24時間以内に亡くなっているという現状があります。こういったことでは、これから妊娠とわかった女性が相談できる機関にどのようにつなげるか。例えば子ども家庭支援センターにつなげることができるかという情報をきちんと提示しなければいけない。一方では、多くの事例は望まない妊娠ですので、それに対しての性に関する指導についても充実させていかなければいけない。そんなことのお話をさせていただきました。

昨日でございますけれども、東京都が開催しました「都立高校における専門医派遣事業」という会議がございまして、そちらに出席いたしました。東京都教育庁では、平成13年でしたか、国で学校・地域連携推進事業——難しい名前ですけれども、どういうことかと言いますと、今、学校医は、内科、眼科、耳鼻科の3科ですけれども、それ以外の健康課題、例えばおしゃれ障害だとか、日焼けなどによる皮膚科の先生ですとか、もちろん、メンタルヘルス、不登校ですとか、発達障害に関係する精神科の先生、今話した性に関する指導に関する産婦人科の先生、また、最近では、ことしから武道も入ってきましたけれども、スポーツ障害に関する整形外科の先生、こういった先生方を学校に学校協力医として配置してはどうかというのが文部科学省から出まして、それが形を変えて地域に伝わってきたのですけれども、3年前から東京都教育庁は、「都立学校における専門医派遣事業」という名前で独自の予算をつけて運営しております。その中で、精神科のドクター及び産婦人科のドクターを、手挙げ方式ですけれども、都立高校に派遣する事業をやっております、その今年度の会議であります。

実際のこの事業は、直接に生徒にいろいろと指導するというよりは、学校での教職員の皆さん方の対応について専門医からそのスキルを学ぶというような形式の事業であります。実際には、精神科の派遣事業は非常に多うございまして、たしか45校ぐらいの都立高校に専門医としてドクターが派遣されて、1校当たり平均で3回から4回の支援をしているということでもあります。一方で、産婦人科のほうはまだまだ浸透しておりませんで、わずか6校にとどまっておりますけれども、そういった事業を今年度も展開するというので、ことしは多少予算も少し多くとれたので、1校当たり5回ぐらいまでというような話でございます。

ただ、都立高校の現状をきのう聞きましたけれども、ご承知のように、今いろいろなタイプの都立高校が出ていますね。例えば、フリースクール的なものを加味しているような学校があったり、エンカレッジメントみたいなところがあるということで、そういったと

ころではどうしてもメンタル的な背景を要する子どもがすごく多いということで、ある学校では、5月の時点で保健室に持ち込まれたメンタルの相談だけで60件を超えるという話もありますので、そういったところでの精神科のドクターへの期待は大きいものと思います。

そのようなことで、こういった事業を東京都はやっているということで、今後、この事業をどのように発展させるかという協議でございました。

また、昨日の夜は、中野区医師会が教育委員会に受託しております小児生活習慣病予防検診事業、中学校1年生の希望者に対しまして主に生活習慣病にかかわる脂質代謝ですとか糖尿病の検査をするということでの判定会議がございまして、そちらに参りました。これは、昼食後すぐ昼休みに採血するというので、各校に学校医が出向いて採血をして、そのデータをきのうチェックしたわけでございます。昨年度から糖尿病のことにつきまして、なかなか空腹時血糖はできないものですから、随時血糖、食後血糖になりますけれども、それをチェックする。場合によっては、糖尿病の指標となりますヘモグロビンA1cもことしは追加してチェックしているのですけれども、そういったことで、何件か糖尿病の疑いのような子どもたちも少し散見されております。

あと、きのう驚いたことは、男児に貧血が多いんですね。どちらかというと女児に多いと思うのですがけれども、私がちらっと見た限りでは、最近男児にも少し貧血があるので、やはりきちんとした食事指導をしていかなければいけないかなと思っております。

全体結果が出ましたら、またご報告をさせていただきます。

私からは以上でございます。

高木委員長

飛鳥馬委員、お願いします。

飛鳥馬委員

特にございません。

高木委員長

田辺教育長、お願いします。

教育長

特にございません。

高木委員長

それでは、各委員から以上の報告につきまして、補足、質問等、発言がございましたら

お願いいたします。

大島委員

今の山田委員のお話の中に貧血のお話がありましたけれども、貧血というのは栄養不足からくるというふうに考えていいのでしょうか。鉄分の欠乏とかというのは何となく知識ではあるのですけれども、生活の中でどうしてそうなるかという原因というと、やはり食生活とか栄養のバランスとか、そういうふうに考えてよろしいのでしょうか。

山田委員

委員おっしゃるとおりですね。もともと女性は月に1回の生理という宿命的な出血がありますので、どうしても貧血に陥りやすい。また、中学生の時期というのは、体が非常に大きくなる時期なので、成長に伴っていろいろな栄養が必要になってくるのですけれども、栄養のバランスですね。あと、好き嫌いがあるとか、そういったこと。あとは、きちんと3食食べているのかどうか、その内容がどうなのかというところもあると思いますので、事後措置としてそういった栄養指導を学校医並びに養護の先生、場合によっては、地域の保健師さん、栄養士さんをお願いして、栄養管理といいますか、栄養指導をしていくというようなことで対処していく予定でございます。

高木委員長

私から大島委員に質問があるのですが。

私は毎朝6時に起きまして、6時25分からNHKの朝のラジオ体操をやっているのです。確かにラジオ体操は、ストレッチという意味だと若干足りなくて、終わった後に屈伸ですとか、ひじを伸ばしたりして、それから庭に行って縄跳びをやったりしているのですね。確かに体育としては、運動会の前としては、ほかのものが今はいいのかなという気が若干するのですが、好みで言うとラジオ体操をしたい派なのです。現代的な準備体操——例えば平和の森小学校で「平和の森体操」みたいなものをつくってやっているのですか。それとも、ラジオ体操にかわる、一般的に流布されているような現代的な準備体操だったのですか。わかる範囲内で。

大島委員

特にその点について学校関係者の方に伺ったのではないので確定的なことは言えないのですが、私が見た印象では、平和の森小のためにつくったということではなく、多分、体育の先生が考えられたのか、あるいは、どこかで考えられたものを体育の先生が勉強されてきて学校で生徒たちに広めているという印象でした。音楽も、聞いたことがない音楽な

のですけれども、すごくリズムがいい現代的な音楽で、先生が節目節目のときに、「次、首を回して」とか、「手を〇〇して」とか、その説明をして、生徒がやるということなので、まだ、そんなに定着しているという印象ではなかったです。

高木委員長

わかる範囲で結構ですので、指導室長にちょっとお聞きしたいのですが。

ラジオ体操ほどポピュラーではないのですが、準備体操的なもので、定番の一步手前みたいなものというのは何かあるのでしょうか。

指導室長

やはり準備運動の定番はラジオ体操であることは今のところ間違いないですし、ラジオ体操自身がよく考えられているもので、全身の各部位を動かすという意味ではとても価値のあるものだと私は認識しています。今回、大島委員が見られたようなものは、各学校で、最近ではラジオ体操ではなくて、音楽に合わせてストレッチを中心に関節をほぐすとか、そういうようなことをしています。ラジオ体操が少し減っているかなというふうには私自身も感じていますが、そうした音楽に合わせた運動でも、その目的は達しているというふうを考えております。

大島委員

ちょっとよろしいですか。山田委員のお話で、胎児虐待ということが先ほどちょっと出たのですけれども、その意味がよくわからなかったのです。生まれる前に、おなかの中にいる胎児を虐待するということでしょうか。そうすると、中絶のことかなと思ったりするのですけれども、そうではないのでしょうか。

山田委員

言葉が足らなかったと思います。

胎児に人権があるのかということになると、日本ではそれは認められていない。ただ、我々の仲間である産婦人科医は、「フィータス・アズ・ア・ペイシエント」という言葉がありまして、「胎児も患者である」という言葉ではあります。ただ、きょうの話は、妊娠ということはわかっているのですけれども、いろいろなこと——例えばお金の件もあるでしょうし、どうしていいかわからない、わからないと言っているうちに、実は22週を過ぎますと、日本では、墮胎罪の適用除外である母体保護法の要件から外れますので、妊娠22週以降になると妊娠を継続して出産するしかないということになります。そういった事例がだんだんふえていて、全分娩の0.1%ぐらいという統計があるのです。私の診療所でも、

ここ3件ほど中野区からお話があつて来られた方たちは、ほとんどが30週以降初めて私のところに来てくれるということになります。そうなりますと非常に大変ですね。「今までの経過がいいのかどうか」、それから「お母さんの健康状態は?」「児の発育は?」と。それはまだいいのですけれども、そうでなく、結局、一度も妊婦健診を受けることなく自宅で分娩してしまって、そのまま亡くなっているケースが先ほど言いました数字に上っている。ということは、それは広い意味では虐待ですよ。ということで、それをどうしたらいいのかということこれから考えていかなければいけない。

国のほうでもそれについて非常に心配しているのですが、例えば、妊娠検査薬というのが今薬局で買えるわけですから、そのときに、もしプラスに出たら医療機関に早くかかりましょう、悩みがあつたらこういったところに連絡しましょうと。中野区には子ども家庭支援センターとか、そういう公的な機関もあるわけですね。そういうところにいかにつなげるかということが一つ。それが直近の課題ですね。

もう一つは、お子さんを授かるということの意味をもうちょっとしっかりと受けとめてもらわなければいけない。場合によっては、望まない妊娠についてはきちんと避けなければいけないから、それについての教育をしっかりやっていく。この短期的な話と中長期的な話をしていかなければいけないということで、広い意味では、児童虐待の中でも胎児虐待というのもあつてしかなるべきかなという意味での名称でございます。

高木委員長

ほかに発言がないようでしたら、事務局報告に移ります。

<事務局報告事項>

高木委員長

まず、「中野神明小学校特別支援学級（知的障害）の整備について」、学校教育担当・宇田川副参事、報告をお願いします。

副参事（学校教育担当）

お手元の資料に沿いましてご報告させていただきます。

「中野神明小学校特別支援学級（知的障害）の整備について」でございます。こちらの「中野神明小学校特別支援学級の整備について」というのは、「新しい中野をつくる10か年計画（第2次）」の中で「特別支援学級の増設」という計画をお示ししております。これを受けて、本年1月に「中野区立小中学校における特別支援教育推進のための方針」をまとめまして、この中で、知的障害の固定学級の区内の必要設置校数は6校という考え方を

示して、その6番目ということで、神明小学校という学校名と、それから、平成25年に開設する予定ということを示したものでございます。

資料に沿いまして、1の「目的」でございます。中野では、現在、特別支援学級の知的の学級が5校設置されておりますけれども、中央線より南の南部地域については、桃園小学校1校であるため、南側に住んでいるお子さん、南部の地域のお子さんは通学がしにくいという状況がございます。こうしたことを改善することを目的として、中野神明小学校に特別支援学級（知的障害）を開設することにしたものでございます。

設置校は中野神明小学校でございます。

障害の種別としては、知的障害の固定の学級ということですが。

最大の学級数は3学級を想定しています。固定の知的障害の学級の定員数は8名ということでございます。

設置場所でございますが、神明小学校の2階南側教室棟に設置するということでございます。

裏面をごらんください。小さいのですけれども、学校の配置図をお示ししております。上の図の斜線部のところ、2階の南教室棟のところ設置する予定でございます。下の平面図に少し細かく記しておりますけれども、現在、準備室ですとか、視聴覚室、総合的な学習室、管財室、資料室ということで使用している教室を、新たに準備室、多目的室、それから、学習室として、小さい学習室を三つ、全体学習室を一つ整備するというように考えております。

表面に戻っていただきまして、今後の予定でございます。主な予定としましては、7月の初旬——現在7月2日を予定しておりますけれども、神明小学校の保護者の方、それから近隣の皆さんへ説明会を予定しております。7月の下旬から、夏休みを中心として、9月の下旬にかけて必要な改修工事を行っていく予定でございます。11月に施設がおおむね整備された段階で施設見学会を予定しております。12月から来年の3月まで備品等を備えて開設の準備をしていくということで考えております。で、25年4月1日開設ということで今後準備を進めていく予定でございます。

私からのご報告は以上です。

高木委員長

質問がありましたらお願いいたします。

大島委員

今度、ここの特別支援学級に通級されるお子さんがどこから入るのかという、門との関係をちょっと教えていただきたいのです。校門が余り遠くてぐるっと歩いていくということだとちょっと大変だなと思ったものですから。

副参事（学校教育担当）

こちらの上の図を見ていただきますと、真ん中の部分が校庭になっているのですけれども、右端のところ小さい門というのが設置されています。昇降口等はここに記されていないのですけれども、こちらの学級については、通常の学級の皆さんと一緒に使う部分というのも設置しておりますし、この斜線の部分に近いところで、右側の端のところに入出口というのが見えるかと思うのですけれども、そちらから出入りができるという形で、緊急時の避難等にも対応できるという整備を予定しております。

大島委員

わかりました。そうしますと、校舎の中をぐるっと歩くということではなく、直接学級の近くに昇降口があって、そこから学級のほうに入れるという理解でよろしいでしょうか。

副参事（学校教育担当）

はい。委員おっしゃるとおりで大丈夫なように整備をしていくということで考えております。

山田委員

学級規模が3学級、1学級の学級定員は8名ということですが、現在の桃園小学校の特別支援学級の状況と、果たしてこの3学級という規模でニーズに耐えられるかどうか。その辺の予測を教えてくださいませんか。

副参事（学校教育担当）

24年度の5月1日現在で桃園小学校は23人の方が在籍しておりまして、3学級フルの状態でございます。

こちらの神明小学校を整備したことで足りるのかどうかということでございます。現在、知的の障害のお子さんたちは、南の方たちが北のほうの学校に通っているというような状況もございますけれども、地域のこのバランスが整ってくるということで、基本的には、あと3学級——もしかするとかなりぎりぎりまでこの3学級というところまでお子さんが通われるということがあり得るかと思うのですけれども、南の地域としては、こちら二つの学級が整備されることで需要は満たしていけるということで、方針の中では推計等を踏まえて考えております。

高木委員長

今の山田委員からのご質問なのですが、イメージ的に言うと、桃園の児童が半分ぐらい——半分かどうかはわかりませんが——がこちらに移ってくるようなイメージで考えて大丈夫なのですか。北のほうですと、例えば江原ですとか、あるいは新井だと1けたぐらいですよ。そこまではうまくいかないにしても、イメージ的にはそんなものでしょうか。

副参事（学校教育担当）

桃園小学校から神明小学校にどのくらいの方が移られるかということは、これからになるかと思えます。固定の学級に通っているお子さんたちは、環境ですとか、そういったことがとても大切で、その変化というのがあるということをお子さんたちが受けとめられるかといったような課題もあるかと思えます。現在、神明小学校に桃園小学校から希望されて何人かの方が通われるようになるということも想定していますけれども、北のほうに通っている方が通われるということと、あと、通常の学級に通っているお子さんたちがいらっしやいますので、そういう方たちが通われるということで、特別支援の専門的な教育が受けられる機会が充実できるかなというふうに考えております。

山田委員

もう1点よろしいですか。

指導室にお尋ねしたいのですが、特別支援学級を新たにふやすということで、教員の配置ですとか、知的障害に対する教員はなかなか厳しい面があるのではないかと思うのですが、その辺のご配慮はどのようにされますか。

指導室長

まず、1学級に対して教員が1人なのですが、東京都の場合はプラス1という形で配置されます。したがって、もし3学級であれば、担任は4人という形での配置になります。教員のスキルなのですが、これは障害児学級に限らず、若い教員が非常にふえている中で、スキルについては検証を重ねていかなければいけないという認識は持っております。ただ、配置の中で、全くの経験がない方を担任のところに二人配置するということはまず考えにくいかなというふうに思っていますので、そのあたりをきちんと配慮していきたいなというふうに考えております。

山田委員

東京都教育委員会で、こういった特別支援にかかわるような教員に対してのスキルアッ

プについてのいろいろな研修は充実しているのでしょうか。

指導室長

そうですね。今、特別支援教育については、そういう固定の学級だけで行うということではなくて、すべての学級で行いましょうというような考え方に変わってきていますので、当然、そのあたりの研修についてはこれまでよりも力を入れているところであります。

飛鳥馬委員

日程のところの24年7月の「保護者等への説明会」と。さっき説明の中に「近隣の方も」というふうにあったので、ぜひそうしてほしいなと思います。近隣の方——町会長さん等、ほかにもあるのかなと思うのですが、さらに、当然入ってくると思うのですけれども、学校のボランティアというか、あるいは登校見守りとか指導とか、そういう方には直接お世話になるだろうと思うのですね。ですから、ある程度お話ししてあげないと、いきなりだとあれですので、ぜひ説明会のおきにお呼びして説明を聞いていただいたほうがいいのかなというふうに思っています。

副参事（学校教育担当）

こちらの7月の説明会の折にも、飛鳥馬委員おっしゃっていただいたように、近隣の皆さん、今後いろいろな形で支えていただく皆さんにお声がけをするということは想定しております。あと、11月にも見学会が予定されておりますので、そのときにもまたお声がけするということを想定しております。あと、PTA等の皆さんたちも、この開設に向けて研修会、勉強会というようなことをやっていきたいということをお話しされていますので、そういったときにも地域の皆さんにもお声がけするような形でやっていけたらということで、今準備を進めているところです。

飛鳥馬委員

質問ではないです。

今、「PTAの方にも」という話がありました。ぜひお願いします。私は中野にお世話になって非常に感心しているのは、小学校のPTA連合会で毎年特別支援の研修会をやっているのですね。あれは、特別支援の学級があろうがなかろうが単Pがみんな集まって、責任者が決まっていそれをやっているというのはすばらしいなと思いましたので、機会があればそういうところにもまた声をかけていただければというふうに思っております。

高木委員長

そうですね。私の妻も、書記をしていますけれども、小学校の役員をやっていたときに

中野特別支援学校に行きましていろいろお話を聞いたりして、すごく勉強になったと言っていました。残念ながら、保護者の方等へのアンケートでは特別支援教育の理解ということが毎年低いので、こういった機会に周知を図っていく。主な目的は、新しく開設する知的障害学級についてご理解いただくということなのですが、もうちょっと、ベースになる特別支援教育全体についてもご説明いただくといいと思います。こういうのは機会機会にやっけていかないとなかなか、ご理解いただくというのは難しいと思うので、ぜひお願いしたいと思います。

それでは、次に、「中野区軽井沢少年自然の家指定管理者の募集について」、学校・地域連携担当・荒井副参事、報告をお願いします。

副参事（学校・地域連携担当）

お手元にございます「中野区軽井沢少年自然の家指定管理者の募集について」をご報告いたします。

平成24年度末をもちまして3年間の指定期間が終了いたします。中野区軽井沢少年自然の家の指定管理につきまして、平成25年度から新たに指定管理者を選定するために、記書き以降のとおり公募をするものでございます。

対象施設についてはごらんのとおりでございます。

また、指定期間につきましては、平成25年4月1日から平成28年3月31日の3年間を予定してございます。

選定方法につきましては、「中野区公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例」等に基づきまして公募により選定をさせていただきます。

応募期間につきましては、平成24年8月3日から24年8月22日までを予定してございます。

スケジュールでございますが、この報告以降、区議会のほうへ報告させていただきまして、6月下旬には募集要項の発表をさせていただきたいと思っております。7月上旬から中旬に公募の説明会、また現地の施設での説明会をさせていただき、応募期間はごらんのとおりでございますが、10月の初旬には指定管理者候補者の選定をしていきたいというふうに思っております。その後、手続を経まして、12月には区議会への議案提出、指定管理者の指定をしていきたいというふうに思っております。来年の4月1日から指定管理業務を開始するというような予定で進めさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

高木委員長

質問がありましたらお願いします。

山田委員

公募するに当たって、「公募・施設説明会」とあります。施設の管理は中野区だろうと思うのですけれども、例えば施設が少し変わる——去年、おとし私たちが見てきたように、子どもたちがバスで行くときのための駐車場が整備されてくるとか、施設もある程度老朽化していますので、冬季の使用に関しての暖房設備の拡充とか、そういったことの施設については今どのような状況なのか教えてください。

副参事（学校・地域連携担当）

今、山田委員からお話しいただきましたとおり、これからの需要増等を見込みまして、駐車場のほうの整備をこの春にしてございます。また、冬季の移動教室を今年度から実施させていただきますが、現在のところは暖房器具等につきましては、実踏を何回か重ねた段階では特段の大きな設備の更新は今のところは必要ないというふうに思っておりますけれども、今後、実際に行って、そういった経過を見ながら、必要な設備工事については検討していきたいというふうに思っているところでございます。

山田委員

今に関連してなのですけれども、こういった施設をこれから運営していく上で、減価償却費に当たるようなものの積み立てですとか、施設の改修についての積み立てということは、区のほうとしてはやっているのですか。それともやれないのですか。

副参事（学校・地域連携担当）

大きな意味では校外施設ではございますけれども、学校自体も更新していかなければいけないということで、基金というような形の中では、貯金といいますか、そういった考え方もございますが、当該施設に限定したような形の積み立てというのは基本的には現在はやっていないというのが現実でございます。

山田委員

いろいろな考え方があると思うのです。どうしても施設というものはだんだんと傷んでくるわけで、それに対応すべく何かの手だてを少しずつ毎年やっていかないと、単年度でやるというのはかなりきついのではないかなと思うので、そういうような発想も必要なのではないかと思いました。

## 教育長

区全体はたくさん施設を持っておりまして、大分その更新の時期にも来ているのです。山田委員のご指摘のような考え方を今まで区としてはとっていなかったというのが現実です。強いて言いますと、学校の義務教育施設整備基金というのを先ほど学校・地域連携担当副参事ご紹介をしましたような趣旨で積み立てをしてきておりますけれども、それ以外の施設についてそういう考え方を持っていないのです。今お話ししたように、老朽化をする中で、減価償却の考え方に基づいた対応というのも必要ではないかというので、区の流れの中ではそういう議論はしているのですけれども、現実の状況はなかなか厳しいというところがあります。学校の校舎も更新の時期を迎えるということですので、本当に緊急に対応を考えていかなければいけないという状況です。

## 高木委員長

山田委員が指摘されたようなことは、私立学校の場合は、学校法人会計基準という基準がありまして、減価償却費は計上しないとイケないのですね。ですから、私学の場合は、法律上、会計処理上やらないと監査が通りませんので。また、資産に関しても、消耗品と資産は分かれていますので、各学校で若干基準は違いますが、例えば1個または1組が20万以上だと資産、資産の場合は減価償却、減価償却は5年、10年、15年とか。建物だともっと長いですがけれども。

逆に悪い点もありますのは、コンピュータなどは昔はすごく高かったのですね。1台50万ぐらいで買って減価償却を積んでおいたものが、今は5万ぐらいで買えますので、その差額はどうするのだという会計処理上の問題があります。ただ、残念ながら、自治体の会計ではそういった考え方はない。ただ、大きな会計処理の流れとしては、世界標準に合わせていくということで、私立学校の学校法人会計基準も企業会計に合わせていくような形になっていますし、自治体もそういう考えをだんだん取り入れるようにはなっていますよね。ただ、そこら辺が法的に担保されないと強制的にはやらないかなと。ただ、区として、長期を見据えて、特に大きいものはやってほしいですね。老朽化が来たけれども、買えない、建てかえ、修理ができないというのはちょっと困りますので。

## 飛鳥馬委員

これも質問ではなくて今の論議ですけれども。

公的なそういう施設みたいなものというのは、多分、今までの高度経済成長で経済が発展するという考え方でやっているのではないかという気がするのですけれども、そこまで

追いつかないというのがある。つまり、橋でも高速道路でも年々劣化して大変なわけでしょう。建てかえたり、橋をかけかえるほどの予算はなくてというのを時々新聞、テレビで見ますよね。そういうのは、こういう大きな建物等も同じなのだと思うのです。それを今まで苦慮してきたのはローンですよ。要するに借金して、起債して、何年たったら何年ごとに払いますよみたいなことで一般から債券を募集してやっているというやり方だったと思うのですけれども、今、山田委員が言われたのは、その逆をやりなさいと。ためておいたお金でと。だから、そういう発想も変えていかなければいけないと思うのですが、ためるのもなかなか大変だなと思うのです。日本全体がそういう感じですよ。

質問のほうもいいですか。

新しい指定管理者を募集するわけですが、今までの管理だけではなくて、新しい条件みたいなものが加わっているのだと思うのです。常葉がなくなってというのもありますし、今やっている業者の評価の結果、こうしてほしいということもあるかもしれませんので、事細かにはいいのですけれども、その辺がどうなっているか。新しい提案みたいなものはどんなものがあるとか、一、二あれば教えていただければいいなと思います。

副参事（学校・地域連携担当）

新しい条件といいますか、要件というのに該当するかどうかわからないのですが、やはり3年間やってきまして、移動教室等、学校がさまざまお使いになる中で、学校側からのいろいろなご要望とか、入ったときにこうしてほしいとか、実地踏査をするときにいろいろなところを見に行けるような手配をしてほしいとか、さまざま経験していく中で、その軌道修正と申しますか、使いやすさを追求するというところで、この事業者のほうでさまざま工夫してきた。そういったところも、新たな条件と申しますか、次に公募をかけるときにはそういったこともできるというようなことを付加しながら、サービスの低下を招かないようにそういった意味で担保をさせていきたいというふうなことで考えているところがございます。

大島委員

この指定管理者の選定というのはだれがやるのでしょうかという質問なのです。つまり、中野区の中の、学校・地域連携を含めた担当の部署で決めるということなのでしょうか。

副参事（学校・地域連携担当）

お手元にごございます資料の中にも条例、またこの下に施行規則がございますが、その中で、選定委員会を設けてということで、基本的に部の中に選定委員会を設けてということ

でございます。また、前回もそのような形をとりましたけれども、やはり学校の先生方のご意見を反映するという事も踏まえまして、学校の先生にも入っていただいた形で選定委員会を設けて進めていきたいというふうに考えているところでございます。

大島委員

そのときに、希望なのですけれども、今やっぴらっしゃる業者の方もいろいろ工夫はされているようなことで、特に食事のメニューなどについては、土地のものを使ったメニューだとか、いろいろ新しいものを考えられているみたいなのですけれども、今度、候補者の選定に当たっても、特に食事などにも創意工夫をしてくださるそうところを選定していただければと思います。やはりそれが集客の魅力にもなりますので、そういうところに創意工夫の意欲が見えるような業者の方を選定していただけたらいいのではないかなという希望です。

副参事（学校・地域連携担当）

ご指摘のような点を採点項目と申しますか、その選定に当たっての考え方の頭の中に入れて選定作業を進めていきたいというふうに思っております。

山田委員

これはこの件に直接かかわりはないかもしれませんが。提案なのですけれども。校外施設として中野区が保有しているのは軽井沢少年自然の家ただ一つなので、例えば、紹介できるようなオーディオ的な資料、ビジュアル的な資料ですね。軽井沢の少年自然の家はこういうところにありますよとか、こういうような施設を持っていますよとか、近くにはこんなようなどころがありますよとか、軽井沢の四季はこんなことがありますよと。たしか、中学校の研究会でしたか、野鳥はこんなのが来ますよとか、いろいろなものをつくってはいるのですけれども、残念ながら少し古くなってしまっているのと、子どもたちに配る冊子も少し古くなっているのです、やはりみんなで情報をきちんとつかんでPRに努めるべきではないかなということの提案をしたいと思います。ぜひシティテレビなども活用して、そういったものをつくって、時々放映できれば、区民の意識も高まるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

副参事（学校・地域連携担当）

夏季の利用促進等の策についても順次進めているところでございますが、そういった一般利用ということも含めまして、PRの強化ということで、今ご提案があったような内容についても取り組んでまいりたいというふうに思っております。

高木委員長

どなたにお聞きしていいのかちょっとわからないのですが、中野区のホームページがありますよね。教育委員会もその中でやっていて、ホームページは全体でやっているので、ルールも厳しくてすぐ変えられないと思うのですが、区役所はフェイスブックの利用というのは何かルールがあってできるような形なのですか。それとも、まだ使ってはいけないという感じなのですか。フェイスブックですと、費用はほとんどかからずにできますし、どこかの部署が一括ということではなくてできるかなと。あるいは、指定管理者が独自にフェイスブックを使う分にはオーケーだとすると、お金がかからずにいろいろな情報が出せるかなと思うのです。

副参事（子ども教育経営担当）

広報の関係でございますけれども、フェイスブックの利用について、区の広報の方針というのはまだ出ていないというか、検討はしていないだろうというふうに思っております。指定管理者が利用する場合については、区の広報と言えるかどうかという問題がございますので、それについては検討課題というふうに考えてございます。

高木委員長

よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

高木委員長

そのほかに報告事項はありますでしょうか。

副参事（中央図書館長）

私のほうから、答弁の訂正につきましてご報告させていただきます。

5月25日、第17回定例会におきまして、「『中野区子ども読書活動推進計画（第2次）』の策定に係るパブリック・コメント手続の実施について」、私のほうからご報告させていただきました。その際、委員長のほうから「何月号の区報に掲載を予定しているのか」というご質問をいただきました。私のほうで「6月5日号区報に掲載予定である」というふうにお答えいたしました。これは、正しくは「6月20日号の区報及び『教育だより』に掲載」ということになります。誤りでございましたので、答弁を訂正させていただきます。まことに申しわけございませんでした。

高木委員長

予定ですので、誤りということではないと思いますが、ご丁寧にありがとうございます。

それでは、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。  
これもちまして、教育委員会第18回定例会を閉じます。

午前10時50分閉会